

じん肺健康診断の内訳について

粉じん作業従事労働者数とじん肺健康診断実施人数が乖離している理由としては、全員が年に1回のじん肺健康診断を受けるのではなく、3年に1度の健康診断でよい者がいるためである、と前回説明したところ。

その際、健康診断の受診率について宿題となったため、今回、3年に1回の受診者数と、毎年の受診者数を集計した。

【じん肺健康診断実施状況】

	粉じん作業従事労働者数 (12月末日)	計	就業時 (1回)	じん肺健康診断実施数 (本年中に実施した延数)				定期外 (1回)	離職時 (1回)
				定期					
				3年に1回(注1)		毎年(注2)			
				1号	3号	2号	4号		
平成15年	351,731	183,961	22,986	150,004	895	4,990	261	2,682	2,143
平成16年	386,734	202,885	28,869	162,313	1,253	5,216	333	2,624	2,277
平成17年	367,383	196,841	28,815	157,540	704	4,372	315	3,178	1,917

厚生労働省労働基準局安全衛生部調 (様式第8号に基づき集計)

(注1) 法第8条第1項

第1号 常時粉じん作業に従事する労働者 (第2号を除く)

第3号 常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に常時従事しているもののうち、じん肺管理区分が管理2である労働者

(注2) 法第8条第1項

第2号 常時粉じん作業に従事する労働者でじん肺管理区分が管理2又は管理3であるもの

第4号 常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に常時従事しているもののうち、じん肺管理区分が管理3である労働者